

議案第26号

甲府市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について
甲府市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月28日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例
甲府市老人デイサービスセンター条例（平成17年12月条例第59号）の一部
を次のように改正する。

第2条の表甲府市上九一色デイサービスセンターの項を削る。

第7条第2項を次のように改める。

- センターの開館時間は、午前9時から午後6時30分（11月から翌年3月までの間は、午後4時）までとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

上九一色デイサービスセンターを廃止するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。